

平成26年第6回東大和市議会総務委員会記録

平成26年12月10日（水曜日）

出席委員（8名）

委員長	押本修君	副委員長	佐竹康彦君
委員	尾崎利一君	委員	二宮由子君
委員	蜂須賀千雅君	委員	関田正民君
委員	尾崎信夫君	委員	中野志乃夫君

欠席委員（なし）

委員外議員（1名）

4番 実川圭子君

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- （1）26第11号陳情 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出に関する陳情
- （2）26第14号陳情 消費税の増税に反対する意見書提出に関する陳情
- （3）26第13号陳情 川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出に関する陳情

午後 1時40分 開議

○委員長（押本 修君） ただいまから平成26年第6回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（押本 修君） 本日は説明員の出席を求めておりません。したがって、委員間での討議となりますので、御了承いただきたいと思います。

初めに、26第11号陳情 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出に関する陳情、本件を議題に供します。

それでは、前回に引き続きまして、質疑のほうを行わせていただきます。

御意見等ございましたら、御発言願います。

○委員（尾崎利一君） 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出ということで出されていますけれども、これについては結局消費税の増税を前提としているということで、私前回の中で賛成できないと、反対だということでお話しさせていただきましたが、この間の今総選挙始まっていますけれども、その中でも軽減税率といってもせいぜい現状の8%が、どの分野に適用されるのかも不明確で、しかも努力目標ですから、実際に適用されるのかもわからないという状況が明らかになっています。そういう点でいうと、軽減税率の適用というのは、消費税10%への増税を免罪するというか、ものになっているというふうに、この間の状況を見ると一層明らかになってきたというふうに思っています。ですから、やはりこれは多分陳情者の趣旨としても、値上げされた8%がそのまま適用されるというふうには考えていなかったんじゃないかというふうに私は思いますけれども、やはりこの陳情には賛成できないというふうに考えています。

○委員（二宮由子君） 私も前回の委員会でも申し上げましたけれども、軽減税率の適用に関しては、今回の陳情というのは新聞というものに特化されておりますので、また新聞というのは再販価格維持制度という、例えば書籍ですとか、雑誌、新聞、音楽CD、音楽テープ、レコードの6品目というのは、定価販売が義務づけられている商品でもありますので、今競争力の激しい社会の中で、この定価販売が義務づけられている品目ですか、その品目のものが軽減税率適用を求めるというのではなく、やはりこれはほかのものを、まずは軽減税率というものを考えるべきであると思いますので、この陳情には残念ながら賛成はできないと思います。

以上です。

○委員長（押本 修君） ほかにございませんか。

○委員（中野志乃夫君） 質疑というか、実際これは聞く人がいないから討論になっちゃうんで、討論として同じであれば、ちょっと私は今反対の声が上がっていますけども、この内容を見れば新聞への軽減税率適用を求めるという内容ですし、私は食料品も含めてですけども、新聞そのものは本当に市民がいろんな情報を得て、いろんな判断する上で大変重要な役割を担っていますし、その点でいえば軽減税率は適用していい。別に、これはこの内容だけ見ると、別段消費税増税に賛成とも書いてないわけだから、とにかく今の消費税上げるなら、ぜひ適用してほしいという軽減税率を、そういう内容ですから、私は素直にこの内容のとおり、やはり本当に大事な新聞ですから、ぜひともこれは賛成すべきだろうと思います。

○委員長（押本 修君） ほかに。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（中野志乃夫君） ちょうど発言したのが、尾崎さんと二宮さんしかいないからあれなんですけども、これはこの陳情に関しては、別段賛成してよろしいんじゃないかという気はするんですよ。別に、この中に消費税をどうしても上げて、どうかということも含めてないし、純粹に個別ほかのものに触れてないわけだから、個別新聞に関して軽減税率と、逆に食料品も求めてくれば私は当然賛成しますし、そういう発想で見てよろしいんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○委員長（押本 修君） 今まで御発言されてない方、もしよろしければ。（発言する者あり）このお二人に聞いたということよろしいんですか。

○委員（尾崎利一君） 新聞への軽減税率の適用を求めると、書面上は確かに消費税増税に賛成とも反対とも書かれていないんですけども、一方で大手新聞社は消費税、現段階でも10%に上げるべきだという論陣を張る一方で、新聞には軽減税率適用してくれということで運動しているわけですよ。そういう流れの中で、やはり見ると、消費税の8%、さらに10%への増税が前提となって、そして増税については旗を振る一方で新聞については軽減税率適用してほしいということになっているわけですから、これはやはりとても賛成できないというのが僕の立場ですね。

○委員（二宮由子君） そもそも租税の基本原則というのが、公平、中立、簡素という3原則がありますから、軽減税率に関しては、非常に検討を要することではないかというふうには思うんです。その中で、それを百歩譲って食料品ならともかくもというのが私の意見です。新聞というものに特化しているということ自体が、私はこの陳情に賛成はできないという意見です。

以上です。

○委員長（押本 修君） ほかにございませんか。よろしいですか。

自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（中野志乃夫君） 今回の陳情に関して、私はこの内容であれば新聞へのという具体的な内容であって、個別ほかのことに触れているわけでもありませんし、消費税が基本的に今流れとしては増税されようとしている中で、やはりそこに軽減税率を求めるのは私は当然そういう思いはよくわかるという判断ですね。それと、私の立場からすると食料品はもちろんです。だけど、一方でこういう新聞もあわせて軽減税率に入れていい内容だと思います。ですので、この内容に関しては、消費税そのもの云々ということもありますけれども、こういう大事なものに関して、軽減税率を求めていって、これはほかの国でも軽減税率等いろいろな調整をしてない消費税の例はほとんどないわけですから、全て全部上げるというんじゃなくて、一部食料品は減らすとか、一部のものは調整するとかやっているわけですから、当然日本における消費税の内容においても、こういう内容はあってしかるべきだと思うので賛成の立場で、私のほうの所見を述べさせていただきました。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 私どもの党も一環して軽減税率の導入を求めてまいりまして、特に諸外国の実例を見ましても、食料品ですとか、医薬品、または新聞、雑誌等につきましては、軽減税率を導入されている事例が諸外国でも多いということを鑑みますと、私はこの陳情には賛成するべきであるというふうな立場であります。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 賛成討論がお二人出ましたので、反対討論を行います。

消費税そのものが低所得者、所得の低い人ほど負担が重いという最悪の大衆課税なわけです。それを、その矛盾を是正するための軽減税率の導入ということになるわけですが、そうであれば消費税に頼るということこそ誤り、消費税の増税は中止をする。消費税に頼らない財政運営を考えるということが、当然必要になるというふうに思います。それは、応能負担の原則を拡充していく、取り戻し拡充していくという方法以外にないと思います。今現在、アベノミクスの中で大企業、大株主が非常に利益を得ているわけで、そういうところに適正に課税をしていくという形で、負担能力のあるところにきっちりと課税をしていくということこそ求めるべきで、消費税の軽減税率の適用を求めるのではなく、増税の中止や消費税の廃止こそ本当だという立場から反対します。

○委員長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

26第11号陳情 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出に関する陳情、本件を採択と決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（押本 修君） 次に、26第14号陳情 消費税の増税に反対する意見書提出に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 読み上げます。

26第14号陳情 消費税の増税に反対する意見書提出に関する陳情

○委員長（押本 修君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

御意見等ございましたら、御発言のほうお願いいたします。

自由討議です。

当然同じですよ。こちらはおりませんので、御意見のほうです。

○委員（中野志乃夫君） 私は、先ほどちょっと陳情者からの説明があつて、注意深く聞かせていただきました。現状の陳情趣旨は、消費税10%の増税を中止するとともに、8%への増税を撤回するよう求める意見書を提出してくださいとあるように、8%撤回ということは、結局過去の5%に戻すという内容で、消費税そのものを廃止してくださいという話ではなかったもので、私はそれだったら内容的に賛成できるかなと思っています。つまり、これいろいろな問題、消費税そのものの判断、いろいろ評価はありますけれども、私はやっぱり今の日本の経済状況とか、さまざまな点を考えて最低限の消費税は仕方がないかなと思っています。その点では、だ

から今のような不況で大変苦しいときに上げるのは、もつてのほかなんですけども、消費税そのものが必要なときに景気よくなれば一定上がる。また、逆に大変不況で困っているときには下がるという、そういうことはある面あってもいいんじゃないかというか、本来そうすべきではないかという観点もありますので、ほかの細かい内容はともかくとしても、少なくとも消費税そのものをなくすという対象ではないようなので、賛成していいんじゃないかと考えます。

○委員（尾崎利一君） この問題では、消費税が市民の暮らしにどういう影響を与えているのかというのは、やはり議会として注視すべきだろうというふうに考えています。この間、一般質問でも取り上げていますけれども、平成9年というのが消費税が5%に増税された年ですけれども、ここを契機にして市民の所得はぐっと落ち込み続けているという状況が市の答弁でも明らかになっている。1人当たりの給与収入額で、平成9年度は551万6,000円、これが24年度は480万4,000円、25年度が476万1,000円ということで、ずっと落ち込み続けています。それから、1人当たりの所得額でも平成9年度が382万4,000円、24年度は313万7,000円、25年度が310万6,000円ということです。これ全部、市の答弁です。この15年間で給与収入で年間75万5,000円、13.7%減少していると。所得額でいうと年間71万8,000円、18.8%減少しているという状況で、結局その消費税5%に増税したことが、もちろん増税そのものによっても市民の暮らしを破壊するわけですが、日本経済全体に打撃を与えることによって、やはり市民の暮らしが大きく損なわれているという状況が明らかになっていると思います。しかも、この5%への増税からの影響、その後の不況からいまだに脱しきれてないというのが、今の日本経済の実情なわけですね。それで、今回8%に増税しましたけれども、これも4、6月期のGDPの大幅後退に続いて、7、9月期もこの間改定値出ましたけれども、マイナス1.9%でしたっけ、GDP落ち込み続けているということで、要するに消費税の増税が国民の暮らしを破壊すると。それは、日本経済の6割は家計消費支えるわけですから、その結果日本経済そのものがだめになって、これは安倍首相も認めざるを得なかったわけですね。だから、とても10%に上げて経済だめにしたら、元も子もないということで、1年半延期と言わざるを得ないということですから、やはりこういう状況を考えれば、消費税のこの間の8%への増税が大きな影響を与えているし、10%への増税など論外というのは当然のことではないかというふうに思います。

○委員長（押本 修君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

質疑なんですけども、答弁者がおりませんので討議という形をとっています。一応、これが委員会の流れです。よろしいですか。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（尾崎利一君） ちょっと皆さんにも、ぜひ自由討議なので自由に御意見を出していただきたいと思いますけれども、さっき消費税の増税が国民の暮らしを壊して、日本経済も壊すという話しましたけれども、税收として国の財政を支えているのかどうかという問題もあるわけですよ。この点でいうと、先ほど平成9年に消費税5%に増税されたと言いましたけれども、その1年前の国の税收、消費税も含めて90兆4,000億円あったところ、消費税を増税してその2年後、だから平成11年は84兆2,000億円に落ち込んでいるんです、6

兆円落ち込んでいる。消費税の税収は5兆4,000億円ふえたけども、消費税以外の税収が11兆4,000億円減って、差し引き6兆円の税収減になっているんですよ。つまり、安倍首相が今回認めたように、消費税増税しても経済に打撃を与えることで、国の財政の基盤そのものが損なわれる。その結果、事実として消費税増税の2年後には、消費税込みでも6兆円税収が減ってしまったという事実があるわけです。ですから、この消費税の増税で何かの財源つくれるというのは、これは事実と反すると、ごまかしだというふうに、これは言わざるを得ないということが1つ。

それから、もう一つは消費税の増税で社会保障の財源つくるんだというふうに言うわけですがけれども、消費税が導入されて何年になるんですか、1989年だから25年ですかね、大体ね。25年で消費税の税収が280兆円余りあるわけですがけれども、同じ時期に法人税の減収が255兆円ということで、結局その消費税の税収の大半は大企業減税の原資に消えてしまって、社会保障に回ってないというのも事実としてあるわけです。ですから、社会保障の財源をつくるために消費税増税だと言いながら、今計画されているメニューは医療・介護総合支援法に見られるように切り捨てと、年金も切り下げ、支給年齢ももっと先送りしようということですから、これは消費税増税することで、国の財政何とかして社会保障をよくしよう、持続可能な社会保障をつくろうという税収の点でも、社会保障の充実という口実の点でも、事実としてこれ破綻しているというふうに言わざるを得ないんじゃないかというふうに思います。

○委員長（押本 修君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

（「もう少し聞いてよ」と呼ぶ者あり）発言がないので、それは。

○委員（中野志乃夫君） 先ほど、私質疑のときに自由討議だというから、自由討議しているつもりで言っていたけど、済みませんけど、尾崎さんの言っているとおり、私も消費税そのものが大変おかしな形で設定されているし、結局企業に都合よく使われちゃっている、この現実はどうそれは事実だと思います。それは、全然反論する気もないんですけど、ただ一方で消費税は私もどうしても完全否定じゃなくて、必要なと思うのは、確かにヨーロッパとか、ほかの国も先進国と言われる国々で導入している経過を見た場合に、例えば私も福祉関係の仕事をしている関係で、前から北欧のほうの動きとかはいつも注目しているんですけども、消費税が異常に高い。けども、それで問題、一部不満はあるんでしょうけども、特に問題になってないということを考えてときに、基本的には今の日本の大きな間違いは年金制度で年金で暮らしていて、あとはそれで払っていたって、年金が下がるかもしれない、どうなるか不安なところに消費税上げたら、それはみんな不安で生活できないのはもう当然そうだと思うんですよ。ただ、北欧なんかの例を見ると、実際年金云々というよりも、60歳以上の方、もう70ぐらいの人も含めて、皆さん働いている。それは、何働いているかといったら介護なんですよね。介護関係で基本的に、そういったところで一定の収入を得られている。そういった中で、基本的に多少の税金が、消費税高くても、そこで自分も働いている関係で一応払えているという現実があって、本来なら私はそっちのほうを充実させてから、消費税導入していけば、そういう不安を解消できるんじゃないかという点があると思っています。なので、純粹にはですから消費税そのもの云々はなくしていいとは、ちょっと私も複雑ですけども、一定いろんな税制度の補足の仕方はあってもいいんじゃないかという観点から、あってもいいんじゃないかと思っています。

ただ、いずれにしても今回の内容に関して言うならば、今の形で当然上げていくのは問題であるし、そもそも今言ったように、例えば介護のほうとか、もっと働けるような環境をつくる。いって61歳以上、もうそれこそ70を超えても、実際何らかの形で収入を得られるような、そういう生活のすべといいますか、そういう雇用

の新しい産業をちゃんと育成することを、今の国の政府がやらない限り、反発が起きるのは当然だから、一定しようがないかなと思っています。いずれにしても、これに関しては、私は先ほど言ったとおり、消費税そのものをなくすというんじゃないくて、今のこれを下げてほしいという内容なので賛成いたします。

以上です。

○委員長（押本 修君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（尾崎利一君） 26第14号陳情 消費税の増税に反対する意見書提出に関する陳情に賛成する立場で討論を行います。

ぜひ、皆さんにも討論をしていただきたいというふうに思います。それで、先ほど自由討議や質疑のところ
で内容については述べましたが、まず第1に消費税が市民の暮らし向きを大きく悪化させているという
ことは明らかだというふうに思います。先ほど述べましたが、15年間で給与収入で13.7%減少、それから1人
当たりの所得で18.8%、消費税のこれは5%への増税ですけれども、これがどれだけ市民の暮らしを破壊して
いるかということは、もう余りにも明らかだというふうに思います。それが1点です。

それから、2点目に国民の暮らしが破壊されることによって、日本の経済そのものが壊されるという点で、
これは5%への消費税導入後、日本のGDPが10%もこの10年間で縮小してしまったという事実で明らかに
なっていますし、8%に値上げされたのが、この4月ですけれども、わずか半年の間にもGDPが大幅に縮小
し続けているという状況をつくり出していることから明らかだというふうに思います。

そして、3点目に経済が壊されることによって、国の税収の基盤そのものも破壊するというのが、消費税に
ほかならない。したがって、国の税収を確保しようということであれば、日本経済の6割を占める家計消費を
冷え込ませる消費税ではなく、負担能力のあるところ、応能負担の原則を回復し、強化をする。今で言えば、
大企業や大株主が大もうけ上げているわけですから、こういうところに増税する、適正に課税するというこ
とによって、安定的に国の税収はつくることができるというふうに思います。

それから、4番目に社会保障のためということでは言われていますけれども、社会保障のメニューは改悪ば
かり、社会保障ではなく大企業減税の原資に使われているということは明らかだというふうに思います。その
点で、消費税10%への再増税はとんでもない話ですし、8%への増税も撤回してもとに戻すという意見書を出
してほしいというこの陳情は当然のことだというふうに思います。

○委員長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

26第14号陳情 消費税の増税に反対する意見書提出に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（押本 修君） 次に、26第13号陳情 川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 読み上げます。

26第13号陳情 川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出に関する陳情

○委員長（押本 修君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

御意見等ございましたら、御発言のほうをお願いいたします。

（「省略するか」と呼ぶ者あり）省略と、済みません。ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（尾崎利一君） 私は意見書は提出すべきだというふうに思いますけれども、ちょっと陳情趣旨は当然過ぎて、これにつけ加えることはほとんど何もないような気はするんですけれども、この8月に福島第一原発のすぐそばに視察に行ってきたんですけれども、広野町というんですか、福島第一原発から20キロから30キロというところは、最初に除染が完了した町だそうなんですけども、2年前の4月に帰還宣言やったんですが、町民の中で戻ってきたのが3割前後、除染の労働者などがたくさん入っては来ていますけれども、もともとの町民で戻ってきたのは3割前後という状況だということでした、とても戻れないと。

それから、そのもう少し外側になるんですかね、楢葉町というのかしら、内側ですね。ここは、ことし除染が終わって、この6月に町長が帰還宣言やろうと思ったんだけれども、帰還宣言を1年先延ばしして、どうしようか検討したいと。つまり、帰還宣言しても町民が戻ってきてくれるかどうか、わからないということなんですね。それで、やはりあれだけの事故を経験して、周辺住民の皆さんは今の福島第一原発があの状態で放置されていると。つまり、日常的に汚染水の管理ができていないというだけではなくて、もしもう一度何か起きたら、もう元も子もないよということで、とても戻れないと。除染が完了しているところは、もうぴかぴかに磨き上げられているわけなんですけれども、中には誰も住んでいなくて、ネズミとか、イノブタで中はもうめっちゃめっちゃで、とても人が住める状況じゃないんだという話も伺いました。それだけの被害を福島第一原発で受けて、しかもその原因の究明もされてないと。川内原発について言えば、当初から火山の噴火の問題が問題になっていて、火山噴火予知連絡会というんですか、専門家の東大の教授なんかも、巨大噴火の予知なんかできるなんていうのは、科学的根拠は全くないと言って批判しているのに、九州電力は予知はできる、予知してから対策立てても間に合うなんていうことを言って、それを原子力規制委員会が丸飲みして、これを認めるということですから、とてもこれは再稼働を許すということはありません。

それから、それとやっぱり密接に関連していると思いますけれども、九州電力が再生可能エネルギーの発電

しても、もう取引しないというようなことを言い出しているようですけれども、あくまで原発をベースロード電源と言って、これに頼るエネルギー政策を続けていたら、再生可能エネルギーへの抜本的な転換も図られないというふうに思いますので、ここに書かれているとおり、意見書を提出すべきだと。ここの下の陳情理由のところに、250キロ、これは福井地裁の判決ですよ。250キロメートル圏内、生活に影響を受ける範囲、判決でそういうふうに指定していると言いますけれども、もうこれで言えば日本中原発の影響を受けない地域ないし、ここ東大和市も当然影響を受ける範囲に入るわけですから、当然東大和市民の命と安全を守るという立場から、意見書は提出すべきだというふうに思っています。

○委員（二宮由子君） 私どものほうでも、例えばこの陳情趣旨の中にある原発をベース電源としたエネルギー政策を転換ということですが、私どもの重点政策といたしまして、再生可能エネルギーを最大限に導入するというのと、あと分散型エネルギー推進基本法を制定して、環境に優しいエネルギーの地産地消を進め、地域の中小企業を支援しながら、地域活性化と雇用創出の実現をするという、このような政策も打ち出しておりますし、またこの陳情の趣旨の中にも、できる限り早期の原発ゼロを政策目標としていただきたいということで、今すぐ原発をとめてほしいということではないというふうに理解しております。私どものほうでも、2030年代に原発ゼロに向けて、あらゆる政策資源を投入しますということを重点施策の中に入れておりますので、この陳情には賛成したいというふうに考えております。

以上です。

○委員（関田正民君） 現実には、確かに原発はないほうが私は安全の面から見ても、しかしこの新聞、たまたま陳情が出てから新聞に載っていたんですが、地元ではこれは強い要望で、とにかく再稼働しようということを決まったんですね。それで、またこの人たちはやっぱり地元の人たちは死活問題だということで、商店街はもう本当にだめだし、また中小企業は電気代が上がって、もう本当に利益がほとんど電気代に持っていけると。倒産する企業も出ているという、これを見ますと反対しているのは、いわゆるよその人たちが反対をしているんだと。地元では賛成をしているんだということが、まとめて言えば新聞に載っていますけど、そういうことを見ると、確かに我々は原発そのものを考えれば危険なものです、やっぱりこれ地元の人たちが、大いにこれ働いている人もいるし、またこれに本当に頼っている現地というか、そういう人たちを考えて、簡単に排除しようとか、そういうことは私は言えないのかなと、そういうふうに思います。

○委員（中野志乃夫君） 今回の内容、原発の賛成、反対ということの内容になっちゃうんですけど、もう1点、今後の日本経済のことを考えて判断していただきたいとは思っています。たまたま、里山資本主義という本で最近読んで余計意を強くしたんですけど、本来日本の場合、これだけ森林大国というか、森林で覆われている国で、今中国地方の一部で森林を活用して自家発電という、まさに地産地消の動きで企業も活性化して、いろいろな電力供給もでき始めていると。あと、今大変広く3・11以降、太陽光を含めて自然エネルギーの発電によって、かなりの数や量がキロワット数が維持でき始めてきていると。日本自身が、そういった自然エネルギーの技術も世界でもトップクラスにあることを含めると、原発に頼るんじゃなくて、その後日本の経済の発展のためにも、そういう自然エネルギーを広めていくほうが、本当に日本の安定になるということ、私はどうしても訴えたいことです。

今出たように、関田さんが言われたように、原発誘致してしまったところは、大変申しわけないんですけど、それで経済が成り立ってしまいましたけれども、本来なら森林を生かした、そういったことでの地産地消のそういうエネルギー政策を含めた政策転換していくと、基本的に今どん底になっている地方こそ、不況に対

応できる、そういった例が出始めていますから、そのときに一番それと相反してしまうのが、やっぱり原発だ
と思うんですね。どうしても、これによって確かに1機稼働すれば、本当にもう億単位の毎日そういう利益を
生むというところから、どうしても目先の利益に群がって、そうなってしまうていますが、いずれにしても
今後排除するにしたって、相当な期間がかかる、莫大を予算がかかる、そのことを考えると、もう大変いい
機会なんだから、原発に依存した経済政策から本当に脱却して、本来の日本の特性を生かした、地方が活性で
きるような、そういう経済転換を求める上でも、今回の陳情はやはり賛成していただいて、意見書を上げるべ
きだと思います。

○委員（尾崎利一君） 今関田委員と中野委員からも、経済をどうするかというお話しありましたけれども、や
はり地方経済どうしていくのかというのは、これはまた大きな問題ですけれども、同時に別立てできっちりと
考えていかなくちやいけない問題ではないかというふうに思います。もちろん、エネルギーの地産地消という
ことも含めたまちおこしという視点もちろん、これにかかわっては重要だと思いますけれども、先ほど言っ
た福島第一原発から二、三十キロ圏内にある広野町というのは、日本で1、2の裕福な町と言われていて、原
発があったからなんですよ。それで、しかし先ほど言ったように、もう帰還宣言しても3割前後の住民しか
帰ってこない。そういう裕福な町で、すばらしいスポーツ施設なんかもあって、うちで幾ら要求してもできな
い夜間照明なんかもこうこうとあるわけですが、まるっきり使われてない状況です。そういう方々が、
確かにずっとその地域で反対運動されてきた方々が、あんたたちの言うとおりになっちゃったと言われるけ
ど、全然うれしくない。やはり、ああいう事故が起きて、そういう事態になっているんで、そういうふう
に言われているわけです。ですから、経済どうするかという問題は、また別の問題として考えていくべきではな
いかというふうに1つ思います。

それから、追加して言いますと、この陳情で再稼働に反対し、廃炉を求める再生可能エネルギーへの転換を
強化するというふうに言われていますけど、今現在原発が一つも動いていないという状況、14カ月続いていて、
それで現に日本の電力エネルギー動いているわけですし、この間の国民の節電努力が原発13機分に相当すると
いうふうに言われるような、国民挙げての努力の中で、そういう状況もつくられているわけですから、本当に
原発に頼らないエネルギー政策というのは、これは可能な状況を国民みんなの努力でつくり上げてきているん
じゃないかというふうに思います。それを無理やり再稼働して、それを中心的な頼るべき電源としていくとい
ういわれは、どこにもないんじゃないかというふうに思います。

○委員長（押本 修君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

26第13号陳情 川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出に

関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（押本 修君） これをもって、平成26年第6回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午後 2時29分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 押 本 修